

第 1 8 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和元年 1 1 月 2 6 日（火）

せたな町農業委員会

第 1 8 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年 1 1 月 2 6 日（火） 午後 1 時 3 0 分 から 2 時 0 0 分

2. 開催場所 せたな町高齢者センター 和室

3. 出席委員（1 2 人）

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	2 番	横	道	重	人
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	7 番	玉	木	久	志
	9 番	日	置	和	彦
	1 1 番	多	田	里	佐
	1 2 番	松	崎		豊
	1 3 番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員（ 3 人）

6 番	小	島	敏	人
8 番	酒	井	誠	一
1 0 番	本	井		治

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について
（農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当）
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
（農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当）
- 第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
（農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当）
- 第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について
（農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当）
- 第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 9 議案第 7 号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西 田	良 子
農地係長	小 池	秀 樹

7. 会議の概要

	【開会宣言】
事務局長	ただいまより第 18 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	皆さんどうも大変忙しい中ご苦勞様でございました。 今年もあと 1 ヶ月ちょっとということで、1 年が本当に早いものでございます。 また本日はこの後、農業委員会の行事ということで、ななつぼし選手権が控えてございます。色々な行事がまだ控えているなか、皆さん参集してくださいまして本当にありがとうございます。
会長	また明日から私と事務局長が全国の代表者集会に行つてまいります。内容は農業委員会の農地中間管理事業法の改正によって、市町村が取り組む人・農地プランの実質化に向けてということで、28 日の全国代表者集会で研修を受ける運びになっているわけでございます。 一生懸命勉強してきまして、皆さん方にご報告をしながら一緒に活動していきたいなと思つてございます。
会長	本日の総会案件は議案第 7 号まででございます。皆さん方には慎重審議の程よろしくお願い申し上げます。 簡単ではございますけども本日の挨拶に代えさせていただきたいと思ひます。
事務局長	ありがとうございました。 本日は、6 番小島委員、8 番酒井委員、10 番本井委員から欠席の届け出がございました。只今の出席委員は 12 名で定足数に達しております。したがいまして、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思ひます。
	【日程第 1 会議録署名委員の指名について】
議長	「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、7 番玉木委員、9 番日置委員を指名いたします。 この指名は、第 18 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長 「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日 1 日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 議案第 1 号は、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めしておりますので、■■■■委員におかれましては、発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和元年 11 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。

番号 30 番。貸主が■■■■、■■■■さん。借主が■■■■、■■■■さん。所在につきましては■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■までの計 6 筆、地目は全て田んぼ、面積が■■■■㎡、解約理由につきましては、後継者に経営移譲し、再契約するためでございます。なお、単価は■■■■円、賃借料は■■■■円でございます。

事務局 こちらにつきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第４ 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第３１条該当)】

「日程第４ 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第３１条該当）」を議題といたします。

こちら農産委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めしておりますので、 委員におかれましては、発言権無しということでご了承願いたいと思います。

事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第3条の規定による農地について、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和元年11月26日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 2 ページをご覧ください。

番号 44 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 22 筆、内、田んぼが 18 筆 [REDACTED] m²、畑が 2 筆 [REDACTED] m²、用
 悪水路が 2 筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、期間につきま
 しては、許可の日から 10 年間の使用貸借契約でございます。こちらの理
 由につきましては、後継者に経営移譲し、再契約するためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について】

議長 「日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案3ページをご覧ください。
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年11月26日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料4ページをご覧ください。
番号120番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計3筆、地目は全て畑、面積が[REDACTED]㎡、利用目的は普通畑、期間につきましては、2019年11月26日から2029年11月25日までの10年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、新規の賃貸借でございます。

事務局 5ページをご覧ください。
番号121番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計4筆、地目は全て田んぼ、面積が[REDACTED]㎡、利用目的は水田、期間につきましては

は、2019 年 11 月 26 日から 2022 年 11 月 25 日までの 3 年間、単価が
■■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■■ 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

6 ページをご覧ください。

番号 122 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■

■■■■■、■■■■■ さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■ さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■ までの計 12 筆、内、田んぼが 8 筆 ■■■■■ m²、畑が 4 筆 ■■■■■ m²、面積が合わせまして ■■■■■ m²、利用目的は水田と普通畑、こちら農地保有合理化事業の所有権移転でございまして、このあと売り渡しされる方は■■■■■ さんを予定してございます。

所有権移転の時期につきましては 2019 年 11 月 26 日、対価の支払期限が 2020 年 1 月 10 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価につきましては、田んぼが ■■■■■ 円、畑が ■■■■■ 円、売買価格は ■■■■■ 円でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言

権無しとすることで取り決めしておりますので、■■■■委員におかれましては、発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長 それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 4 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年 11 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 7 ページをご覧ください。

番号 123 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん、利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■までの計 6 筆、地目は全て田んぼ、面積が ■■■■ m²、利用目的は水田、期間につきましては、2019 年 11 月 26 日から 2022 年 11 月 25 日までの 3 年間、単価が ■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■ 円、継続の賃貸借でございます。

事務局 以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長 「日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長 農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事

参与制限において退席義務はなく、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めておりますので、■■■■委員におかれましては発言権が無いということでご了承願いたいと思います。

議長 それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局 議案の 5 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので許可を行う。令和元年 11 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 8 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、先月の 10 月 30 日の第 17 回総会におきましてご審議いただき、北海道農業会議へ意見聴取した内容でございます。

事務局 番号 7 番。転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、転用期間は許可日から令和 2 年 10 月 31 日、貸主が■■■■、■■■■さん。借主が■■■■、■■■■さんでございます。

事務局 こちら 11 月 21 日付けで、北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 5 号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可について】

議長 「日程第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長 それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局 議案 6 ページをご覧ください。
議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可について。
農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので許可を行う。令和元年 11 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 13 ページをご覧ください。
こちらにつきましても、先月の 10 月 30 日の第 17 回総会におきましてご審議いただき、北海道農業会議へ意見聴取した内容でございます。

事務局 番号 8 番。転用の目的につきましては、生乳加工品施設の建設、転用期間は許可日から永久、貸主が■■■■■、■■■■■さん。
借主が■■■■■、■■■■■
■■■■■さんでございます。

事務局 こちらも 11 月 21 日付けで、北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 6 号について質疑ございませんか。

 (質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

 【日程第 9 議案第 7 号 土地現況証明願について】

議長 「日程第 9 議案第 7 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 7 ページをご覧ください。
議案第 7 号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定

するものとする。令和元年 11 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 18 ページをご覧ください。

番号 16 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は田んぼ、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては宅地でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。場所につきましては、19 ページと 20 ページに記載しております。[REDACTED] のところでございます。

2019 年 11 月 11 日に [REDACTED] 会長、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員に現地を目視で確認していただきまして、農地以外であることを確認いただいております。

事務局

番号 17 番。所在につきましては [REDACTED]、公簿地目は原野、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。場所につきましては、21 ページと 22 ページに記載しております。[REDACTED] の奥でございます。

こちらも 2019 年 11 月 11 日に [REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員に現地を目視で確認していただきまして、農地以外であることを確認いただいております。

事務局

番号 18 番。所在につきましては [REDACTED]、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては宅地でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。場所につきましては、23 ページと 24 ページに記載しております。[REDACTED] さんの自宅につきましては、[REDACTED] でございます。

こちらも 2019 年 11 月 11 日に [REDACTED] 会長、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員に現地を目視で確認していただきまして、農地以外であることを確認いただいております。

事務局

番号 19 番。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、公簿地目は全て畑、現況は農地採草放牧地以外と田んぼ、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用状況につきましては [REDACTED] が宅地、[REDACTED] と [REDACTED] が田んぼでございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。場所につきましては、25 ページと 26 ページに記載しております。[REDACTED] でございます。

こちらも 2019 年 11 月 11 日に [REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員に現地を目視で確認していただきまして、農地以外と田んぼであることを確認いた

だいております。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第7号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第18回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 1 年 12 月 20 日

会議録署名委員

7 番 王 不 久 志

9 番 日 置 和 彦

議 長 原 田 喜 博